

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
1	コミュニティ	多摩市	第2章 基本原則	第3節 コミュニティの役割	<p>(コミュニティ)</p> <p>第7条 コミュニティとは、<u>市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくことを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。</u></p> <p>2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。</p>
2	コミュニティ	川崎市	第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等	第1節 市民	<p>(コミュニティの尊重等)</p> <p>第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、<u>コミュニティ(居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)</u>をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。</p> <p>2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。</p> <p>3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。</p>
3	コミュニティ	大和市	第3章 市民	第2節 地域コミュニティ	<p>(地域コミュニティ)</p> <p>第12条 市民は、<u>互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団</u>(以下この条において「<u>地域コミュニティ</u>」という。)が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。</p> <p>2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。</p> <p>3 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができる。</p> <p>4 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。</p>
4	コミュニティ	足立区	第7章 地域の個性の尊重及び区民の自主的な活動の尊重		<p>(地域の個性の尊重)</p> <p>第19条 区は、<u>区内のそれぞれの地域の個性を尊重し、自主性が生かされるような区政運営に努めるものとする。</u></p> <p>2 区は、あらゆる国籍の人にとって住みやすく、異なる文化及び習慣と共生できるような、国際社会に開かれた地域社会の発展を図るとともに、国際交流の促進に努めるものとする。</p> <p>(区民の自主的な活動の尊重)</p> <p>第20条 区民は、<u>地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団の役割を認識し、これを尊重するように努めるものとする。</u></p>
5	コミュニティ	文京区	第1章 総則		<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一から三まで (略)</p> <p>四 <u>地域活動団体</u> 地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。</p> <p>五から八まで (略)</p>

6	コミュニティ	文京区	第3章 区民等の権利と責務	第2節 地域活動団体の権利と責務	<p>(地域活動団体の権利)</p> <p>第10条 地域活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。</p> <p>2 地域活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。</p> <p>(地域活動団体の責務)</p> <p>第11条 地域活動団体は、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う。</p> <p>2 地域活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。</p>
7	コミュニティ	中野区	第4章 区民の合意事項の尊重		<p>第17条 区は、区民の自治の活動を推進するため、区民が地域の課題解決に向けて自ら守るべきものとして合意した事項を尊重するものとする。</p>
8	コミュニティ	久喜市	第1章 総則		<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>コミュニティ</u> 地域をよりよくすることを目的として、地域及び多種多様な活動への参加を通じて形成された人と人とのつながりをいう。</p>
9	コミュニティ	久喜市	第2章 基本原則		<p>第3条 市民、議会及び市の執行機関は、新しい公共の原則に基づき、<u>次に掲げる豊かな地域社会</u>を実現するよう努めなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>自主的かつ自立的なコミュニティが形成され、活気に満ち、住みやすさが実感できる市民主役の地域社会</u></p> <p>(4)及び(5) (略)</p>
10	コミュニティ	久喜市	第8章 コミュニティの推進		<p>(コミュニティ)</p> <p>第21条 市の執行機関は、住みやすいまちの実現を目指し、コミュニティとの協働に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、よりよい地域社会の実現のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとする。</p> <p>(コミュニティ活動への支援)</p> <p>第22条 市の執行機関は、コミュニティ活動を推進するため、別に条例で定めるところにより、必要な支援を行うよう努めなければならない。</p>
11	コミュニティ	三鷹市	第2章 市民及び市民自治		<p>(地域における市民の権利、責務等)</p> <p>第4条 <u>市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。</u></p>

12	コミュニティ	三鷹市	第6章 参加及び協働		<p>(コミュニティ活動)</p> <p>第31条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂(以下「コミュニティ施設」という。)の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由及び責任を基調とした管理運営が行われなければならない。</p>
13	コミュニティ	三鷹市	第6章 参加及び協働		<p>(学校と地域との連携協力)</p> <p>第33条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。</p> <p>2 <u>教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。</u></p>
14	コミュニティ	豊島区	第3章 コミュニティ		<p>(コミュニティの意義)</p> <p>第10条 コミュニティとは、<u>地域における多様な人と人とのつながり</u>をいう。</p> <p>2 地域における活動及びそれを担う組織・集団はコミュニティを基盤として形成される。</p> <p>(コミュニティを基盤とする活動の原則)</p> <p>第11条 コミュニティを基盤とする活動の原則は、次に掲げることを内容とする。</p> <p>(1) <u>区民の自発的な意思に基づく参加及び区民相互の立場を尊重した連携</u>を基本とすること。</p> <p>(2) 区民一人ひとりの生活を安全・安心で豊かにすることを目的とすること。</p> <p>(3) 子どもからおとなまで、世代を越えた交流及び学び合いを大切にすること。</p> <p>(区の役割)</p> <p>第12条 区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。</p> <p>2 区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。</p> <p>3 区長等は、地域区民ひろばをコミュニティを基盤とする活動の拠点として位置づけ、その充実に努めなければならない。</p>
15	平和	川崎市	第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等	第1節 市民	<p>(市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。</p> <p>(1) 市政に関する情報を知ること。</p> <p>(2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。</p> <p>(3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。</p> <p>(4) 行政サービスを受けること。</p>

16	平和	三鷹市	第7章 政府間関係		第38条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び <u>平和</u> 、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。
17	平和	多治見市	政府としての多治見市		(平和への寄与) 第37条 何人も、平和のうちに暮らす権利があります。 2 市民と市は、正義と秩序を基調とする平和を希求し、平和に寄与するよう努めなければなりません。 3 市は、市民の生命と身体や財産や生活の平穏を守るよう努め、国際的な人道上の条約に基づき行動しなければなりません。
18	他の自治体との協力	多摩市	第2章 基本原則	第6節 市の執行体制	(市の自立) 第15条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、その責任において、権限を行使するものとします。 2 <u>市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるものとします。</u>
19	他の自治体との協力	川崎市	第4章 国や他の自治体との関係		第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。 2 <u>市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。</u>
20	他の自治体との協力	大和市	第7章 厚木基地		(厚木基地) 第29条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。 2 <u>市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。</u>
21	他の自治体との協力	大和市	第9章 その他		(他の自治体との連携) 第32条 市は、共通する課題を解決するため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めるものとする。
22	他の自治体との協力	足立区	第8章 国及び他の自治体との連携及び協力		(国及び他の自治体との連携及び協力) 第21条 区は、 <u>広域的又は共通する課題を解決するため、国、都及び他の自治体との連携及び協力を積極的に進めるものとする。</u>

23	他の自治体との協力	文京区	第7章 協働・協治の推進	第4節 協働・協治の推進体制	<p>(区外の人々との連携・協力)</p> <p>第41条 <u>各主体は、多様な取組や活動を通じて、区外の人々、団体、行政機関等と積極的に連携・協力する。</u></p> <p>【参考】 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 各主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。</p> <p>二から八まで (略)</p>
24	他の自治体との協力	久喜市	第10章 広域的な連携及び協力		<p>第26条 <u>市の執行機関は、共通する課題の解決や地域の相互発展のため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>
25	他の自治体との協力	三鷹市	第7章 政府間関係		<p>(他の自治体等との連携)</p> <p>第37条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。</p>
26	他の自治体との協力	杉並区	第10章 国及び他の地方公共団体との協力		<p>第30条 <u>区は、共通する課題を解決するため、国、東京都及び関係地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</u></p>
27	他の自治体との協力	豊島区	第7章 区政運営	第2節 他機関等との連携	<p>(他の自治体等との連携)</p> <p>第47条 <u>区は、他の自治体、国及び関係機関と連携し、地方自治を確立するための法制度の構築に取り組み、自治の拡充を図るものとする。</u></p> <p>2 <u>区は、他の自治体、国及び関係機関と連携し、共通する行政課題の解決に取り組むことに努めるものとする。</u></p>
28	都との協力	多摩市	第2章 基本原則	第6節 市の執行体制	<p>(市の自立)</p> <p>第15条 <u>市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、その責任において、権限を行使するものとします。</u></p> <p>2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるものとします。</p>
29	都との協力	川崎市	第4章 国や他の自治体との関係		<p>第34条 <u>市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。</u></p> <p>2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。</p>

30	都との協力	大和市	第2章 自治の基本原則		(対等及び協力の原則) 第8条 市は、自らの判断と責任において、国及び神奈川県と対等の立場で、協力することを原則とする。
31	都との協力	足立区	第8章 国及び他の自治体との連携及び協		(国及び他の自治体との連携及び協力) 第21条 区は、広域的又は共通する課題を解決するため、国、都及び他の自治体との連携及び協力を積極的に進めるものとする。
32	都との協力	久喜市	第10章 広域的な連携及び協力		第26条 市の執行機関は、共通する課題の解決や地域の相互発展のため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。 2 市民及び市の執行機関は、多様な国々の歴史や文化等を理解し、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、国際社会との交流及び連携に努めるものとする。
33	都との協力	三鷹市	第7章 政府間関係		(国、東京都等との政府間関係) 第36条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等(以下「国等」という。)との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。
34	都との協力	杉並区	第10章 国及び他の地方公共団体との協力		第30条 区は、共通する課題を解決するため、国、東京都及び関係地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
35	都との協力	豊島区	第7章 区政運営	第2節 他機関等との連携	(国及び都との関係) 第46条 区は、区民に最も身近な自治体として、国及び東京都との役割分担の明確化及び財源配分の適正化を図り、対等な政府間関係の確立を目指すものとする。
36	国との協力	多摩市	第2章 基本原則	第6節 市の執行体制	(市の自立) 第15条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、その責任において、権限を行使するものとします。 2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるものとします。
37	国との協力	川崎市	第4章 国や他の自治体との関係		第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。 2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

38	国との協力	大和市	第7章 厚木基地		(厚木基地) 第29条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。 2 市長及び市議会は、 <u>国</u> や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。
39	国との協力	足立区	第8章 国及び他の自治体との連携及び協		(国及び他の自治体との連携及び協力) 第21条 区は、 <u>広域的又は共通する課題を解決するため、国、都及び他の自治体との連携及び協力を積極的に進めるものとする。</u>
40	国との協力	久喜市	第10章 広域的な連携及び協力		第26条 市の執行機関は、 <u>共通する課題の解決や地域の相互発展のため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。</u> 2 (略)
41	国との協力	三鷹市	第7章 政府間関係		(国、東京都等との政府間関係) 第36条 市は、 <u>基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等(以下「国等」という。)との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。</u>
42	国との協力	杉並区	第10章 国及び他の地方公共団体との協力		第30条 区は、 <u>共通する課題を解決するため、国、東京都及び関係地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</u>
43	国との協力	豊島区	第7章 区政運営	第2節 他機関等との連携	(国及び都との関係) 第46条 区は、 <u>区民に最も身近な自治体として、国及び東京都との役割分担の明確化及び財源配分の適正化を図り、対等な政府間関係の確立を目指すものとする。</u> (他の自治体等との連携) 第47条 区は、 <u>他の自治体、国及び関係機関と連携し、地方自治を確立するための法制度の構築に取り組み、自治の拡充を図るものとする。</u> 2 <u>区は、他の自治体、国及び関係機関と連携し、共通する行政課題の解決に取り組むことに努めるものとする。</u>
44	国際交流活動	足立区	第7章 地域の個性の尊重及び区民の自主的な活動の尊重		(地域の個性の尊重) 第19条 区は、 <u>区内のそれぞれの地域の個性を尊重し、自主性が生かされるような区政運営に努めるものとする。</u> 2 <u>区は、あらゆる国籍の人にとって住みやすく、異なる文化及び習慣と共生できるような、国際社会に開かれた地域社会の発展を図るとともに、国際交流の促進に努めるものとする。</u>
45	国際交流活動	久喜市	第10章 広域的な連携及び協力		第26条 市の執行機関は、 <u>共通する課題の解決や地域の相互発展のため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。</u> 2 <u>市民及び市の執行機関は、多様な国々の歴史や文化等を理解し、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、国際社会との交流及び連携に努めるものとする。</u>

46	国際交流活動	三鷹市	第7章 政府間関係		(海外の自治体等との連携及び国際交流の推進) 第38条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。
47	国際交流活動	豊島区	第7章 区政運営	第2節 他機関等との連携	(国際的な連携) 第48条 区は、在住外国人、国際交流又は国際貢献を目的とする活動団体、他国の自治体等と連携し、平和、人権、社会、経済、文化、教育、環境等の諸課題について、地域からの視点と全地球的な視野で解決に取り組むものとする。
48	その他の主体との協力	文京区	前文		<p>文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。文京区に集う私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、様々な可能性に富んだこの地を将来に向かって、さらに発展させたいと願っています。</p> <p>私たちが良好な環境を維持しながら真に文化的にしあわせに暮らすためには、この地に住み、学び、活動するすべての人々が自律した存在として尊重されるとともに、守るべきもの、育むべきものを確かめ、自立した存在として、互いに合意を形成し、協力し合うことが必要と私たちは考えます。</p> <p>そして、地域社会を豊かなものにするためには、<u>区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が相互に協力し、地域社会の課題を解決するための住民自治の原則を共有のものとする</u>ことが大切と考えます。</p> <p>私たちは、この原則を、ともに活動し、ともに地域社会の課題を解決するという意味で、「<u>協働・協治</u>」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として位置づけます。</p> <p>私たちは、文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、文京区の自治に関する基本条例として、この条例を定めます。</p> <p>【参考】 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 各主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。 二及び三 (略) 四 <u>地域活動団体</u> 地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。 五 <u>非営利活動団体</u> 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。 六及び七 (略) 八 <u>協働・協治</u> <u>区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方</u>をいう。</p>
49	その他の主体との協力	文京区	第2章 自治の理念と基本原則	第1節 自治の理念	(協働・協治) 第3条 各主体は、協働・協治の考え方にに基づき、相互に理解を深め、 <u>それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助け合いながら自主的・自律的に活動を行う。</u>

50	その他の主体との協力	文京区	第2章 自治の理念と基本原則	第2節 基本原則	(参画と協力) 第4条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、 <u>自主的に調整し、協力し合い、連携を図る。</u>
51	その他の主体との協力	文京区	第4章 区の責務		(地域の担い手の支援) 第19条 区は、区民等の自主性及び自律性を尊重しつつ、地域の課題を解決するための活動に取り組む人々や団体が自主的・自律的に活動できるように支援する。
52	その他の主体との協力	文京区	第7章 協働・協治の推進	第4節 協働・協治の推進体制	(社会資源の活用等) 第40条 各主体は、協働・協治の推進に当たっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努める。 (区外の人々との連携・協力) 第41条 各主体は、多様な取組や活動を通じて、 <u>区外の人々、団体、行政機関等と積極的に連携・協力する。</u> (協働・協治の推進のしくみ) 第42条 区は、区民等とともに、地域の課題の解決に向けて多様な取組を進めるための協働・協治の推進の
53	その他の主体との協力	中野区	第1章 総則		(自治の基本原則) 第2条 区民は、自らの意思と合意に基づき、共通する幸福と豊かさを追求するために自治を営む。 2 区民は、区政への参加及び監視により、より良い区政の実現を目指す。 3 区は、区民の自治の営みを基本に区政を運営しなければならない。 4 区は、区民と区との十分な情報共有を基に、区民に区政への参加の機会を保障しなければならない。 5 <u>公益のために活動する区民の団体と区とは、その共通する目的を達成するため、協力し合う。</u>

54	その他の主体との協力	久喜市	前文	<p>久喜市は、関東平野のほぼ中央に位置し、豊かな自然に恵まれるとともに、交通の要所として江戸時代には舟運が栄え、現在も道路や鉄道など交通網の拠点として発展を続けています。また、神社や祭りなど、先人が築いた貴重な伝統・文化を受け継ぎ、大切に育んできたまちです。</p> <p>近年、市政をとりまく社会環境は、地方分権の推進、少子高齢化、住民意識の多様化などにより大きく変貌してきており、住みよい地域社会を次世代に引き継ぐには、地方自治の再構築や行政運営の見直し等が求められています。</p> <p>このため、久喜市は、開かれた市政運営を行うとともに、<u>市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を果たして公共的な課題の解決に当たる協働のまちづくりを推進していくことが重要</u>です。このような認識のもとに、<u>市民と市は、共に力を合わせて協働し、個性豊かで活力に満ちた安全安心な地域社会をつくり、次世代に受け渡していくことを誓います。</u></p> <p>ここに、久喜市は、市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにし、市政全般にわたる指針としてこの条例を制定します。</p> <p>【参考】 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>市民</u> 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び<u>市内で事業を営み、又は公共の利益のために活動するものをいう。</u> (2)及び(3) (略) (4) <u>協働</u> <u>市民及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決に当たることをいう。</u> (5) <u>新しい公共の原則</u> <u>市民及び市の執行機関が、それぞれ適切に役割を分担して公共の領域を担うことをいう。</u> (6) (略)</p>
55	その他の主体との協力	久喜市	第9章 参加と協働の推進	<p>(協働) 第24条 市の執行機関は、幅広く質の高い公共サービスの実現のため、新しい公共の原則に基づき、協働するよう努めるものとする。</p>
56	その他の主体との協力	三鷹市	前文	<p>主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。</p> <p>市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、<u>まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。</u></p> <p>三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。</p> <p>私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制</p>

57	その他の主体との協力	三鷹市	第2章 市民及び市民自治	<p>(事業者等の権利、責務等)</p> <p>第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、<u>市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。</u></p> <p>2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>【参考】 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。</p> <p>(2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>
58	その他の主体との協力	三鷹市	第6章 参加及び協働	<p>(協働のまちづくり)</p> <p>第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。</p> <p>3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結す</p>
59	その他の主体との協力	杉並区	第4章 事業者の権利及び義務	<p>第6条 事業者は、<u>第4条第1項に規定する権利を有し、地域社会の一員として、前条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。</u></p>

60	その他の主体との協力	豊島区	第1章 総則	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 区民及び区は、次に掲げることを自治の基本理念とする。</p> <p>(1) 身近な地域の課題について、住民自らが主体的に取り組むことを自治の起点とし、<u>多様な区民及び事業者等が協働してまちづくりを行うこと。</u></p> <p>(2) <u>区は、区民、事業者等及び関係機関と連携し、自らの判断と責任の下に、自主的かつ自立した区政運営の確立を図ること。</u></p> <p>(基本原則)</p> <p>第4条 区民及び区は、前条の基本理念を実現するため、次に掲げる原則を自治の基本原則とし、それぞれ次に定めることを内容とするものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 区民及び区が、相互に情報を提供し、共有すること。</p> <p>(2) 参加の原則 区民の参加は、責任ある主体的な意思に基づくものであること。</p> <p>(3) <u>協働の原則 地域社会にかかわる多様な主体が、それぞれの役割分担及び対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、ともに活動すること。</u></p> <p>(4) 多様性尊重の原則 年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いに配慮するとともに、多様な区民の個性を尊重すること。</p> <p>【参考】</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 住民 豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住む人をいう。</p> <p>(2) 区民 前号に掲げるもの又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。</p> <p>(3) <u>事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。</u></p> <p>(4)及び(5) (略)</p>
61	その他の主体との協力	豊島区	第4章 区政への参加、協働	<p>(協働の推進)</p> <p>第25条 区長等は、地域社会にかかわる多様な主体が協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するとともに、協働を推進するための総合的な施策を整備しなければならない。</p> <p>(協働事業)</p> <p>第26条 区長等は、公益的な目的を共有する活動団体、教育機関その他の事業者等との協働事業を推進するために、支援その他の必要な施策を講じること努めるものとする。</p> <p>2 区長等は、協働事業が円滑に遂行されるように、相互の責任及び役割分担等についてあらかじめ明らかにしなければならない。この場合において、区長等は、協働事業に関する協定を締結することができる。</p>